

○ 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
第2 対象資金等			第2 対象資金等		
1 本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。			1 本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。		
資金名	資金の性格等		資金名	資金の性格等	
1 農業近代化資金 （農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。） ①～③ （略）	農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給又は利子助成 2 の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない	経営改善のための一般的な長期資金（有利子）	1 農業近代化資金 （農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。） ①～③ （略）	農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給 2 の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない	経営改善のための一般的な長期資金（有利子）
2 （略）			2 （略）		
(注 1) ～ (注 6) (略)			(注 1) ～ (注 6) (略)		
2・3 （略）			2・3 （略）		
第3 農業者の手続等			第3 農業者の手続等		

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手續等は次に定めるところによるものとする。

ただし、1の(6)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

ア 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合）に

イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店に

ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に1の(1)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書（別紙1の(1)又は(2)）（以下「経営改善資金計画書」という。）を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。

なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、本要綱で定める窓口機関の手続等（第5の2の(1)から(3)までを除く。）に準ずるものとする。

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手續等は次に定めるところによるものとする。

ただし、1の(6)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

ア 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合）に

イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店に

ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に1の(1)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書（別紙1の(1)又は(2)）（以下「経営改善資金計画書」という。）を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。

なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、本要綱で定める窓口機関の手続等（第5の2の(1)から(3)までを除く。）に準ずるものとする。

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能

か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙1の(1)又は(2)により作成し、(6)の窓口機関に提出するものとする。

なお、借入希望額が個人にあっては700万円以下(青色申告を実施しているものは1,000万円以下)、法人にあっては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期(特別の事情がある場合は直近期の前期)の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額(借入希望者が法人である場合は総売上高)以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者(以下「被災借入希望者」という。)にあっては、別紙1の(1)又は(2)の経営改善資金計画書のうち別紙1の(1)又は(2)の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたもの(以下「収支計画」という。)の作成を省略することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入を予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入を含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画の作成を省略することはできないものとする(ただし、被災借入希望者を除く。)

か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙1の(1)又は(2)により作成し、(6)の窓口機関に提出するものとする。

なお、借入希望額が個人にあっては700万円以下(青色申告を実施しているものは1,000万円以下)、法人にあっては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期(特別の事情がある場合は直近期の前期)の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額(借入希望者が法人である場合は総売上高)以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)により経営に影響が発生している等の借入希望者(以下「被災借入希望者等」という。)にあっては、別紙1の(1)又は(2)の経営改善資金計画書のうち別紙1の(1)又は(2)の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたもの(以下「収支計画」という。)の作成を省略することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入を予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入を含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画の作成を省略することはできないものとする(ただし、被災借

(2) (略)

(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。

(4) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載不備を理由に、(6)の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（都道府県、市町村、農業委員会、農業経営・就農支援センター（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。））等をいう。以下同じ。）等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。

入希望者等を除く。）。

(2) (略)

(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

(4) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載不備を理由に、(6)の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（都道府県、市町村、農業委員会、担い手育成総合支援協議会、青年農業者等育成センター等）をいう。以下同じ。）等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する手続を行っている融資機関及び関係機関等に対しては、インターネット等により手続を行うことができるものとする。

- (5) (6)の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、都道府県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、都道府県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に原則として電磁的記録により送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、都道府県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(2)の確認書を提出することができるものとする。

(6) (略)

- (7) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1月半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画書等を提出するよう配慮するものとする。

2～4 (略)

第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続

1 (略)

2 窓口機関の関係機関への通知

- (5) (6)の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、都道府県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、都道府県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、都道府県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(2)の確認書を提出することができるものとする。

(6) (略)

- (7) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1月半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画等を提出するよう配慮するものとする。

2～4 (略)

第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続

1 (略)

2 窓口機関の関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に係る書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。

(ただし、個人情報の取扱いについては第6の4及び5に留意することとする。)

なお、窓口機関が関係書類の写しを特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(5)までの各手続を窓口機関に代わって行えることとする等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、これに従って差し支えない。

- (1) 窓口機関が公庫である場合には借入希望者の希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には公庫に対し、直ちに当該関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付することとする。ただし、借入希望者が収支計画の作成を省略して手続を行った場合であり、かつ、3の分担関係の基準に照らして融資機関が単独で対応することが適当であるときは、当該関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。
- (2) 窓口機関は、直ちに普及指導センターに係る書類の写しを原則として電磁的記録により送付することとする。
- (3) 窓口機関は、3の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する(農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に係る書類の写しを送付するものとする。(ただし、個人情報の取扱いについては第6の4及び5に留意することとする。)

なお、窓口機関が関係書類の写しを特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(5)までの各手続を窓口機関に代わって行えることとする等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、これに従って差し支えない。

- (1) 窓口機関が公庫である場合には借入希望者の希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には公庫に対し、直ちに当該関係書類の写しを送付することとする。ただし、借入希望者が収支計画の作成を省略して手続を行った場合であり、かつ、3の分担関係の基準に照らして融資機関が単独で対応することが適当であるときは、当該関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。
- (2) 窓口機関は、直ちに普及指導センターに係る書類の写しを送付することとする。
- (3) 窓口機関は、3の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する(農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央

金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合が公庫資金を転貸する場合を含む。) ことが適当である場合には、借入希望者が農業信用基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付することとする。

- (4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合には、次の手続を行うこととする。

ア (1)から(3)までの手続を行う(第3のア～ウに該当する場合は除く。)とともに、次に掲げる推進会議の構成員に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。

(ア)・(イ) (略)

イ・ウ (略)

- (5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、(1)から(3)までの手続を含め(第3のア～ウに該当する場合は除く。)、(4)のアの(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付し、経営改善資金計画についての認定(経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を求めることとする。

なお、推進会議の構成員である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合が公庫資金を転貸する場合を含む。) ことが適当である場合には、借入希望者が農業信用基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを送付することとする。

- (4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合には、次の手続を行うこととする。

ア (1)から(3)までの手続を行う(第3のア～ウに該当する場合は除く。)とともに、次に掲げる推進会議の構成員に関係書類の写しを送付するものとする。

(ア)・(イ) (略)

イ・ウ (略)

- (5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、(1)から(3)までの手続を含め(第3のア～ウに該当する場合は除く。)、(4)のアの(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画についての認定(経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を求めることとする。

なお、推進会議の構成員である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

い。

ア～ウ （略）

- (6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を当該借入希望者が居住する都道府県の農業経営・就農支援センターに随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。

3 （略）

4 融資機関等の審査

(1)・(2) （略）

- (3) 融資機関が融資を行おうとするときは、農業近代化資金については都道府県の利子補給承認手続又は利子助成金交付手続の準備を、農業改良資金については農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第6条に規定する都道府県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。

(4) （略）

ア～ウ （略）

- (6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を当該借入希望者が居住する都道府県の農業経営相談所（農業経営の法人化を目的に、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2等に基づき、各都道府県段階に整備された体制をいう。以下「農業経営相談所」という。）に随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。農業経営相談所が整備されていない都道府県においては、各都道府県に当該情報を提供することとする。

3 （略）

4 融資機関等の審査

(1)・(2) （略）

- (3) 融資機関が融資を行おうとするときは、農業近代化資金については都道府県の利子補給承認手続の準備を、農業改良資金については農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第6条に規定する都道府県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。

(4) （略）

5・6 (略)

7 融資実行後の措置

(1) (略)

(2) 融資機関は、第6の2の円滑な実施のため普及指導センターから求められた場合には、遅滞なく、第3の4の(2)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに原則として電磁的記録により送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、普及指導センターが濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに原則として電磁的記録により送付するものとする。

参考様式1 (法人) (第3の4関係)

(略)

参考様式2 (第5の6関係)

(略)

5・6 (略)

7 融資実行後の措置

(1) (略)

(2) 融資機関は、第6の2の円滑な実施のため普及指導センターから求められた場合には、遅滞なく、第3の4の(2)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、普及指導センターが濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに送付するものとする。

参考様式2 (法人) (第3の4関係)

(略)

別紙5 (第5の6関係)

(略)

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。